

各都道府県知事 殿

農林水産省大臣官房総括審議官（国際）

EU 向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島原子力発電所の事故を受けて、欧州連合（以下「EU」という。）は、3 月 28 日より日本から EU へ輸出される食品及び飼料について、**Commission Implementing Regulation(EU) No 297/2011** に従い、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めることになったところです。ついては、我が国から EU に輸出する食品等（水産物を除く。）の証明書の発行条件及び手続について定めるものです。当分の間、以下のとおり各都道府県の農林担当部局（農林水産物の輸出担当が他部局である場合にあっては、その部局。以下同じ。）による証明書の発行をお願いいたします。なお、水産物については別途、水産庁において証明書を発行することとしております。

記

第 1 EU の規則に基づく証明書発行の対象となる食品等

日本から EU に輸出する食品等（日本で産出され、又は、日本から発送される食品（直接又は加工後に食されることを意図した産品）及び飼料（動物の餌とすることを専ら目的とした産品）であって水産物以外のものをいう。）

第 2 証明書の発行要件

以下の 1 又は 2 のいずれかの要件を満たす食品等に証明書を発行することとする。

- 1 平成 23 年 3 月 11 日より前に、生鮮食品にあっては収穫、加工食品にあっては加工されたものであること。
- 2 福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、山梨県、埼玉県、東京都及び千葉県以外の道府県が原産であること。

第 3 証明書の申請手続き

- 1 証明書の発行を申請する者は、以下の（１）から（５）に掲げる書類を都道府県の農林担当部局宛に提出する。

(1) 証明書発行申請書（別記様式 1）

(2) EU への輸出申請書（別記様式 2）

(3) 第 2 の 1 に該当する場合は、収穫又は加工の製造年月日を証明することができる書類

(4) 第 2 の 2 に該当する場合は、収穫又は加工された道府県を証明することができる書類

(5) EU への輸出申請書記載事項を確認することができる書類

2 都道府県の農林担当部局は、1 の（3）又は（4）の内容、1 の（5）と輸出申請書記載事項が合致することを確認の上、別記様式 2 に署名押印することにより、証明書を発行する。

第 4 申請先

都道府県の農林担当部局（農林水産物の輸出担当が他部局である場合にあっては、その部局。）

第 5 特別な場合における国による証明書の発行

1 以下のような特別の場合にあっては、国（地方農政局を含む。）が証明書を発行するものとする。

(1) 申請する対象品目が、既に国が EU との間で「権限ある当局」として認められている品目（水産物等）である場合

(2) 被災により証明書の発給が事務的に困難となっている県への申請者である場合

(3) その他国の関与が必要と認められる場合

2 1 の（3）の「その他国の関与が必要と認められる場合」については、都道府県が国（地方農政局を含む。）と協議して決定するものとする。

第 6 放射能検査に係る留意事項

福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、山梨県、埼玉県、東京都及び千葉県において産出された産品について、EU から放射性物質の基準に適合する証明書を求められているが、国内の検査機器台数が限られており、現下の困難な国内情勢から、当分の間、国内において検査機器を使用することは困難な状況にあるので、留意されたい。

第 7 その他

諸外国の要求する証明書について疑義のある事項が生じた場合には、農林水産省大臣官房国際部国際経済課輸出促進室あて協議するものとする。

(別記様式1)

EU 向け輸出食品等（水産物を除く。）の輸出に関する証明申請書

年 月 日

都道府県農林担当部局長 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、本要領別記様式1に基づく証明書について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴自治体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

ANNEX

Declaration for the import into the European Union of

.....*

Consignment Code.....Declaration Number.....

According to the provisions of the Commission Implementing Regulation (EU) No NNN/2011 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station the

.....
.....(competent authority referred to in Article 2(2))

DECLARES that the.....

.....(products referred to in Article 1)
of this consignment composed of:.....

.....
..(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at(embarkation place)

on(date of embarkation)

by.....(identification of transporter)

going to.....(place and country of destination)

which comes from the establishment.....

.....(name and address of establishment)

☐ has been harvested and/or processed before 11 March 2011

☐ is originating from a prefecture other than Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamagata, Niigata, Nagano, Yamanashi, Saitama, Tokyo and Chiba

☐ is originating from the prefectures Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamagata, Niigata, Nagano, Yamanashi, Saitama, Tokyo and Chiba and has been sampled on (date), subjected to laboratory analysis on.....

(date) in the.....

(name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, iodine-131, caesium-134 and caesium-137, and the analytical results are in compliance with the maximum levels referred to in Article 2 (3). The analytical report is attached.

Done at on

Stamp and signature of
authorised representative of competent authority referred to in Article 2(4)

* Product and country of origin.

Part to be completed by the competent authority at the BIP or DPE

- ☐ The consignment has been accepted to be presented for release for free circulation by the custom authorities in the European Union

.....

(Competent authority, Member State)

.....

Date

Stamp

Signature